

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画については、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 町及び防災関係機関は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

第2 町の活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策に係る分掌事務等を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「金ケ崎町災害警戒本部設置要領」に基づいて設置し、主に災害情報の収集を行う。

〔資料編 3-1-1 金ケ崎町災害警戒本部設置要領〕

(1) 設置基準

副町長は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、災害警戒本部の設置を決定する。

- ① 町域に気象警報が発令された場合
- ② 金ケ崎橋観測所水位が氾濫注意水位である4.00mに到達し、なお水位の上昇が予想される場合
- ③ 近隣の火山に噴火警報(火山周辺)のうち噴火警戒レベル3が発表された場合

- ④ 町域に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生した場合
- ⑤ 長雨等による土砂崩れ、地面現象災害等の災害が発生するおそれがある場合
- ⑥ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合
- ⑦ 原子力事業者から、警戒事象の発生に関する通報があったとき。

(2) 災害警戒本部の構成

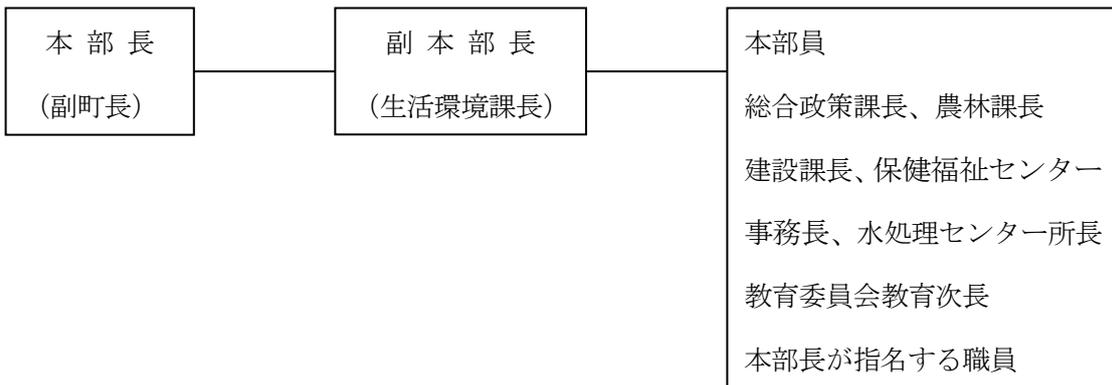
災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。本部長は副町長を、副本部長は生活環境課長をもって充て、本部員は総合政策課長、農林課長、建設課長、保健福祉センター事務長、水処理センター所長、教育委員会次長のほか、課長等職にあるもの及び職員（警戒配備職員）のうちから状況に応じて本部長が指名する。

災害警戒本部の組織

<地震（震度 4 又は震度 5 弱）>



<地震以外>



(3) 分掌事務

- ① 気象警報等の受領及び関係機関への伝達
- ② 気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達
- ③ 被害発生状況の把握
- ④ その他、災害等の関する情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と平行して、関係各課においては、必要に応じて、次の防災活動を実施する。

課	事 務 分 掌
生活環境課	① 気象予警報等の受理及び伝達 ② 災害情報及び気象情報の収集 ③ 消防団からの被害情報の収集 ④ 無線設備の被害情報の収集 ⑤ 衛生施設の被害調査に関すること
総合政策課	① 本部及び本部長の秘書 ② 行政区長等からの被害情報の収集 ③ 報道団体機関との連絡調整
議会事務局	町議会議員からの被害情報の収集
財政課	① 他課に属さない町有財産の被害情報の収集 ② 庁舎内の設備等の被害情報の収集
税務課	住宅施設及び物資の被害等の情報の収集
住民課	人的被害等の情報の収集
保健福祉センター	社会福祉施設等の被害情報の収集 医療施設等の被害情報の収集
子育て支援課	児童福祉施設等の被害情報の収集
商工観光課	商工業関係の被害情報の収集
農林課 農業委員会	① 農林関係の被害情報の収集 ② 農業土木関係施設の被害情報の収集
建設課	① 道路、河川及び橋梁等の公共土木施設の被害情報の収集 ② 堤防等の水防対策施設の被害情報の収集 ③ 町営住宅、公園の被害情報の収集
水処理センター	上・下水道施設の被害情報の収集
教育委員会	学校教育施設及び文化財の被害情報の収集
中央生涯教育センター	社会教育施設及び体育施設の被害情報の収集
消防団	消防団施設・機材の被害状況の収集

(5) 廃止基準等

- ① 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合などにおいて、本部長が災害発生の

おそれがなくなつたと認めるときに廃止する。

② 災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときに廃止する。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定、「金ケ崎町災害対策本部条例」に基づいて設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

[資料編 3-1-2 金ケ崎町災害対策本部設置条例]

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
1号非常配備	1 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が応急対策を講じる必要があると認めたとき。 ① 気象警報・気象特別警報 ② 洪水警報 ③ 北上川上流洪水警報（はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報） 2 町域に震度5強以上の地震が発生したとき。 3 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が1号非常配備職員体制による災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 4 近隣火山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 5 原子力事業者から原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が当町の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が1号非常配備職員体制により緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定する原子力緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）を講じる必要があると認めたとき。 6 その他本部長が特に必要と認めた場合
2号非常配備	1 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 2 町域に震度6弱以上の地震が発生した場合 3 その他本部長が特に必要と認めた場合

① 1号非常配備

ア 各部長は、必要な部、班、職員を指名し、応急対策を講ずる。

イ 本部長は、直ちに本部員会議を開催し、情勢に応じた措置を講じるとともに、防災諸機関との必要な連絡調整を行う。

ウ 総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示で県本部長へ連絡する。

② 2号非常配備

大災害が発生した場合において、本部の総力を挙げて災害応急対策を講ずる体制。

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

[資料編 3-1-3 金ヶ崎町災害対策本部組織]

① 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。

イ 本部員会議は、災害応急対策の総合的な方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。

② 班

班は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

③ 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、町本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、現地活動の指揮監督及び災害対策本部等との連絡調整を行う。

イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他災害対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、金ケ崎町役場本庁に設置する。ただし、金ケ崎町役場本庁が重大な被害を受けた場合又は受ける恐れのある場合は、中央生涯教育センターに設置する。

(4) 本部設置の公表

町本部長は、災害対策本部を設置した場合は、県に報告するとともに、報道機関に公表するものとする。

廃止の場合も同様とする。

(5) 町本部職員等の明示

本部職員を明示するため、災害対策本部用ベストを交付する。

(6) 分掌事務

① 災害対策本部の分掌事務は、金ケ崎町災害対策本部分掌事務のとおりとする。

[資料編 3-1-4 金ケ崎町災害対策本部分掌事務]

② 各部は、所管する次の事項について、次のとおり活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

(7) 廃止基準

町本部長は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部を廃止する。

- ① 町本部長が、予想された災害の危険が解消したと認めるとき。
- ② 町本部長が、災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認めるとき。

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

町の配備体制は、次のとおりとする。

配 備 体 制		動 員 体 制
災 害 警 戒 本 部	地 震	本部長(副町長)、副本部長(生活環境課長)、本部員(全課長等職)警戒配備職員
	地 震 以 外	本部長(副町長)、副本部長(生活環境課長)、本部員(任命された課長)及び本部長が指名する職員
災 害 対 策 本 部	1 号 非 常 配 備	本部長(町長)、副本部長(副町長)、本部員(課長等職及び消防団長)、警戒配備職員、1号配備職員
	2 号 非 常 配 備	本部長(町長)以下全職員

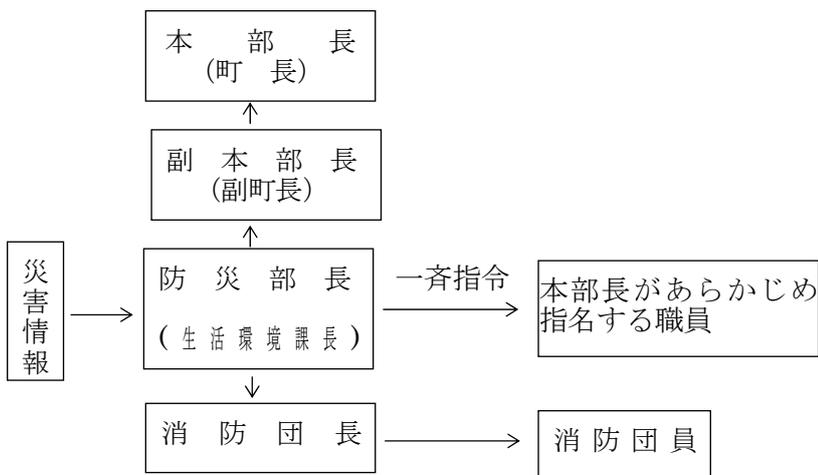
2 動員の系統

(1) 動員の伝達系統

動員は、次の系統によって通知するものとする。

① 勤務時間内の動員

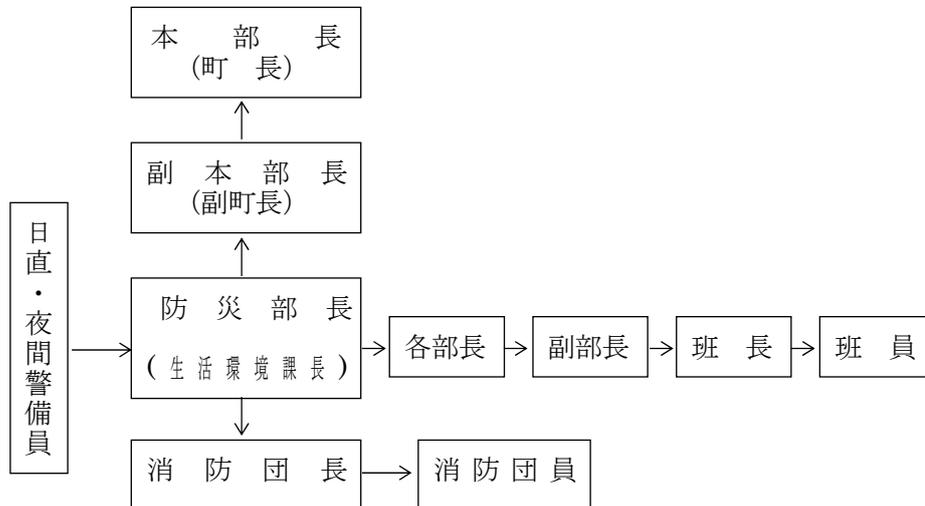
平常執務の動員伝達系統は、次のとおりとする。



② 休日又は勤務時間外における動員

休日又は勤務時間外における非常連絡、動員伝達系統は、次のとおりとする。

- ア 当直職員及び夜間警備員は、災害に関する情報又は通報を受けたときは防災部長（生活環境課長）に連絡する。
- イ 連絡を受けた防災部長（生活環境課長）は、本部長（町長）に報告するとともに、状況により必要と認めるときは、各部長に伝達する。
- ウ 休日又は勤務時間外における指令、情報の伝達は、次の系統図による。



エ 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、防災行政無線放送（緊急放送）、携帯電話、電話等
勤務時間外	防災行政無線放送（緊急放送）、携帯電話、メール配信、電話等

オ 報 告

各部長は、配備に就いた人員を随時、総務部長（総合政策課長）に報告するものとする。

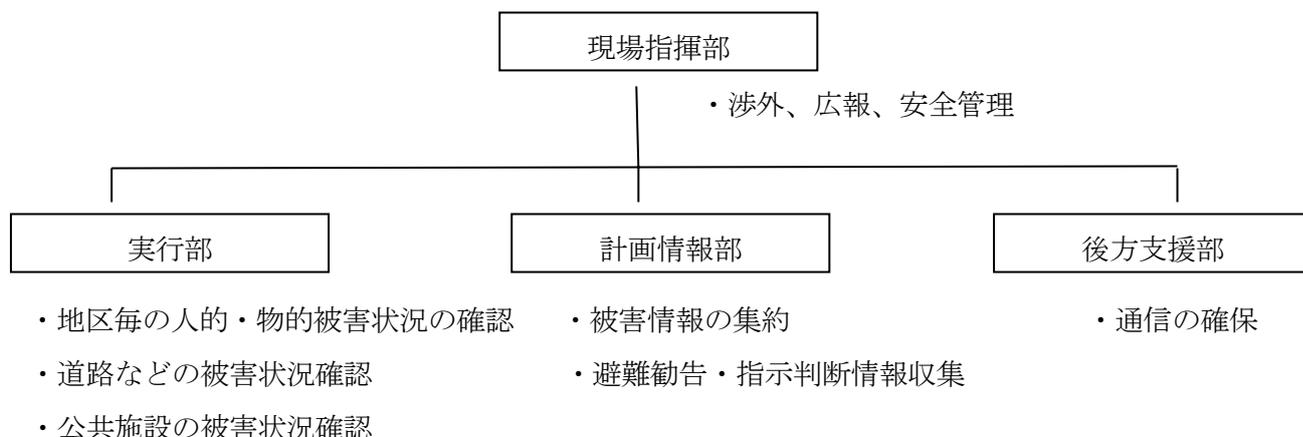
3 災害時初動対応

- (1) 災害対策本部に到着した指揮者（参集者の中で一番職が上位の職員）は、参集人員を確認した上で、職員の安全を確保する。
- (2) 指揮本部庁舎の安全を確認。安全でない場合は、他の公共施設（第1優先：中央生涯教育センター）の安全を確認した上で本部移動。
- (3) 参集職員を下図に沿って振り分ける。

優先順位

- ①現場指揮部
 - ②実行部
 - ③計画情報部
 - ④後方支援部
- (4) 人数が5人を超えたときは班を分ける。分けた都度班長を任命する。

- (5) 災害対応の流れに沿って対策を実施する。
- (6) 職員が概ね 20 名を超えた段階で、本来の原課体制に沿った組織に移行する。



4 自主参集

(1) 職員の自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、災害警戒本部及び災害対策本部設置基準に該当する災害の発生を知り得たときは、指令を待たずに直ちに勤務場所に参集又は連絡してその指示を受けるものとする。

(2) 職員の居所に被害が発生した場合

災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じ、その状況を報告して指示を受けるものとする。

5 勤務場所に参集できない場合の対応

(1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害発生により、勤務場所に参集できない場合は、原則として最寄りの町の施設に参集する。

(2) 参集した職員は、参集先の施設の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

(3) 到着の報告を受けた参集先の施設の長は、その参集状況を取りまとめのうえ速やかに本部長（各部長）に報告する。

(4) 参集先施設の長は、その後の状況によって、参集した職員を所属する勤務場所へ移動することが可能と判断した場合は、勤務場所の長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

(5) 災害発生時において、職員自身又は住居に被害を受け、前記の対応が困難なときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を報告して指示を受ける。

6 動員体制

(1) 応援職員の要請

① 部内への応援要請

各部長は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとする。

② 部外への応援要請

各部長は、所管する業務を執行するにあたり、部内の職員を総動員してもなお不足するときは、総務部長（総合政策課長）に増員を要請する。

③ 総務部長による増員

総務部長（総合政策課長）は、各部長から増員の要請を受けた場合においてその必要を認めるときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。

④ 本部長による増員

本部長は、全本部職員をもってしてもなお要員が不足するときは、他の市町村、県または国の職員の派遣を県知事あて要請するものとする。

⑤ 参集時の留意点

招集に応ずるときは、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装・装備・携帯品などに留意すること。

(2) 動員計画の整備

① 動員計画の作成と部員への周知

各部長は、予め配備体制に基づく部員の動員計画（様式3-2）をたて、これを総務部長（総合政策課長）に報告するとともに、部員に周知徹底しておくものとする。

② 非常配備職員編成表の作成

総務部長（総合政策課長）は、各部長から提出された動員計画に基づき、非常配備職員編成表を作成し、本部長に報告するものとする。

7 本部は、各配備等に応ずる動員数を別表により別途把握するものとする。

第4 町の活動体制

(1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

(2) 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

(3) 町は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を

円滑に行うための組織を設置する。

- (4) 町は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- (5) 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

第5 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 災害応急対策の実施に当たっては、町、県及び他の防災関係機関との連携を図る。
- 4 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。
- 6 県は、金ケ崎町に災害が発生した場合において、金ケ崎町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法の規定により、その実施すべき応急措置の全部又は一部を金ケ崎町に代わって行う。

別表 動員表

月 日 分現在

区 分		動 員 数		
		災害警戒本部 (地震) (地震以外)	災害対策本部	
			1号非常配備	2号非常配備
総務部	総合政策課			
	議会事務局			
	財政課			
	税務課			
	出納室			
防災部	生活環境課			
民生部	住民課			
	保健福祉センター			
	子育て支援課			
産業部	農林課			
	農業委員会			
	商工観光課			
建設部	建設課			
水道部	水処理センター			
教育部	教育委員会			
	各幼稚園			
	給食センター			
	中央センター			
計				

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報・警報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を防災関係機関に伝達できるよう、複数の通信手段を確保する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 北上川上流洪水予報の伝達 3 北上川上流水防警報等の伝達 4 県管理河川水防警報等の発表 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表
岩手河川国道事務所	1 北上川上流洪水予報の発表 2 国土交通省が行う水防警報 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)又は 西日本電信電話(株)	気象警報等の伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報等の発表 2 北上川上流洪水予報の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局	気象予報・警報等の放送
株式会社IBC岩手放送	
株式会社テレビ岩手	
株式会社めんこいテレビ	
株式会社岩手朝日テレビ	
株式会社エフエム岩手	
奥州エフエム放送株式会社	

[町本部の担当]

部	課	担当業務
防災部	生活環境課	1 気象予報・警報等の周知 2 水防に関する情報の周知 3 火災警報の周知

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

① 情報の種類

種 類	内 容	
気象に関する情報	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された場合において、その後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として発表する。
	土砂災害警戒情報 ※1	大雨警報(土砂災害)又は大雨特別警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、1時間を有効期間として県単位で発表する。

※1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

② 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。

(ア) 地震解説資料

担当区域で津波情報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。

(イ) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するた

めに管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

③ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報 ※1	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 10m/s 以上と予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が 10m/s と予想される場合
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合 ○ 表面雨量指数基準 5 に達すると予想される場合 ○ 土壌雨量指数基準 102 に達すると予想される場合 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地表面に溜まってい雨水の量を示す指数 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12 時間の降雪の深さが・平野部で 15cm 以上 ・山沿いで 25cm 以上 と予想される場合
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 濃霧のため視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合
	雷注意報 ※2	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物への災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 早霜、晩霜期に最低気温が、おおむね 2℃以下になると予想される場合

低温注意報	夏 期	<p>低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p>
	冬 期	<p>低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 最低気温が内陸で-6℃以下であって、最低気温が平年より 5℃以上低いとき。または、最低気温が-6℃以下であって最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき</p>
着雪注意報	<p>着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合</p>	
着氷注意報	<p>著しい着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合</p>	
なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合</p> <p>○ 積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合</p>	
融雪注意報	<p>融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合</p>	
洪水注意報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 流域雨量指数基準：宿内川流域 5.6、永沢川流域 9.9 に達すると予想される場合</p> <p>流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数</p>	
地面現象注意報 ※ 3	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合</p>	
浸水注意報 ※ 4	<p>浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合</p>	

注) ※1 強風による災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる災害のおそれについても注意を呼びかける。

※2 発達した雷雲の下で発生突風やひょうによる災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

- ※3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。
- ※4 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

④ 警報の種類と発表基準

ア 警報

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が 20m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報 ※1	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速 20m/s 以上と予想される場合
	大雨警報 ※2	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 表面雨量指数基準が 14 に達すると予想される場合 ○ 土壌雨量指数基準 153 に達すると予想される場合
	大雪警報	大雪により重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12 時間の降雪の深さが、 ・ 平野部で 40cm ・ 山沿いで 50cm 以上 と予想される場合
洪水警報 ※3	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 流域雨量指数基準 宿内川流域 7、永沢川流域 12.4 に達すると予想される場合	
地面現象警報 ※4	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	
浸水警報 ※5	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	

注) ※1 暴風雪警報にあたっては、暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

※2 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

※3 洪水警報の対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊

による重大な災害が挙げられる。

※4 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

※5 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

イ 特別警報

種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</p>
	暴風雪特別警報 ※1	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</p>
	大雨特別警報 ※2	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>
地面現象特別警報 ※3		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p>

注) ※1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

※2 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

※3 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

※4 実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

⑤ 地震動の警報及び地震情報の種類

ア 緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表。

イ 地震情報の種類と内容

種 類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

⑥ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報(居住地) 又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	居住地が含まれる場合は噴火警報（居住地）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。
降灰予報（速報）	予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表。
降灰予報（詳細）	予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20分から30分程度）に発表。
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。 ・火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。

	<ul style="list-style-type: none"> ・週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表。 ・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。 ・噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。
噴火速報	<p>常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p>

⑦ 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれよ り火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が切迫している状態と 予想される場合
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生する可能性が高 まってきていると予想される 場合
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす噴火が発生すると 予想される場合
	火口から少し離れた 所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であるこ とに留意)	予想される火山現象の状況が 静穏である場合、その他火口周 辺等においても影響を及ぼす おそれがない場合

注) ※1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

※2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

⑧ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及 ぼす噴火が発生する可能性 が高まっていると予想され る場合
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な 影響を及ぼす噴火が発生す ると予想される場合
	火口から少し離れ た所までの火口周 辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴 火が発生すると予想される 場合
噴火予報	火口内等	活火山であること に留意	予想される火山現象の状況 が静穏である場合、その他 火口周辺等においても影響 を及ぼすおそれがない場合

(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</p> <p>ロ 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合</p> <p>ハ 平均風速が 10m/s 以上と予想される場合 (降雨、降雪中は通報しないこともある)</p>
火災警報	火災気象通報が通知され、町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

① 一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報及び注意報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

② 指定河川洪水予報

予報の標題 (種類)		予報の基準	危険度 レベル
北上川 上流 洪水 予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫注意水位に達すると見込まれるとき、又は、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき	2
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、避難判断水位に達し、さらに上昇するとき、又は氾濫危険水位に達するおそれがあるとき	3
	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したとき	4
	氾濫発生情報 (洪水警報)	予報区間において、氾濫の発生を確認したとき	5

(2) 伝達系統

気象予警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報の区分	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。
地震に関する情報	気象庁 仙台管区気象台 盛岡地方気象台	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。
北上川上流洪水予報	盛岡地方気象台及び 岩手河川国道事務所	別図2「北上川上流洪水予報伝達系統図」のとおり。
国土交通省が行う水防警報(情報、警報)	岩手河川国道事務所	別図3「北上川上流水防警報伝達系統図」のとおり。
火山に関する予警報・情報	仙台管区気象台	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。
火災警報	奥州金ヶ崎行政事務所 組合消防本部	別図1「気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図」のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- ① 気象予警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- ② 気象予警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ③ 気象予警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 町の措置

① 気象予警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担 当 部	通 知 先
気象予警報、火災気象通報 及び地震に関する情報	防災部	(7) 関係課 (イ) 消防団 (ロ) 住 民
北上川上流洪水予報 北上川上流水防警報 及びダム放流情報		(7) 関係課 (イ) 消防団(水防団) (ロ) 町域各学校 (エ) 町出先機関 (オ) 指定避難場所 (カ) 住 民
火山に関する予警報・情報		(7) 関係課 (イ) 消防団 (ロ) 住 民

○ 夜間及び休日等における気象予警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されていない場合を除いて、本庁の日直又は警備員が行う。

② 勤務時間外、休日等において気象予警報等を受理したときは、直ちに防災部長に伝達する。

③ 町の伝達経路は、別図1から3のとおりとする。

④ 町は、住民、団体等に対する気象予警報等の新たな伝達手段の確保を検討する。

⑤ 火災警報の発令及び気象予警報の広報は、おおむね次の方法による。

ア 防災行政無線	イ 電話	ウ 広報車	エ サイレン及び警鐘
オ 自主防災組織等の広報活動	カ コミュニティFM、臨時災害放送局	ク ソーシャルメディア	
キ 携帯端末の緊急速報メール機能			

(5) 防災関係機関の措置

① 東日本電信電話株式会社岩手支店

警報を受理した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町に伝達する。

② 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

③ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

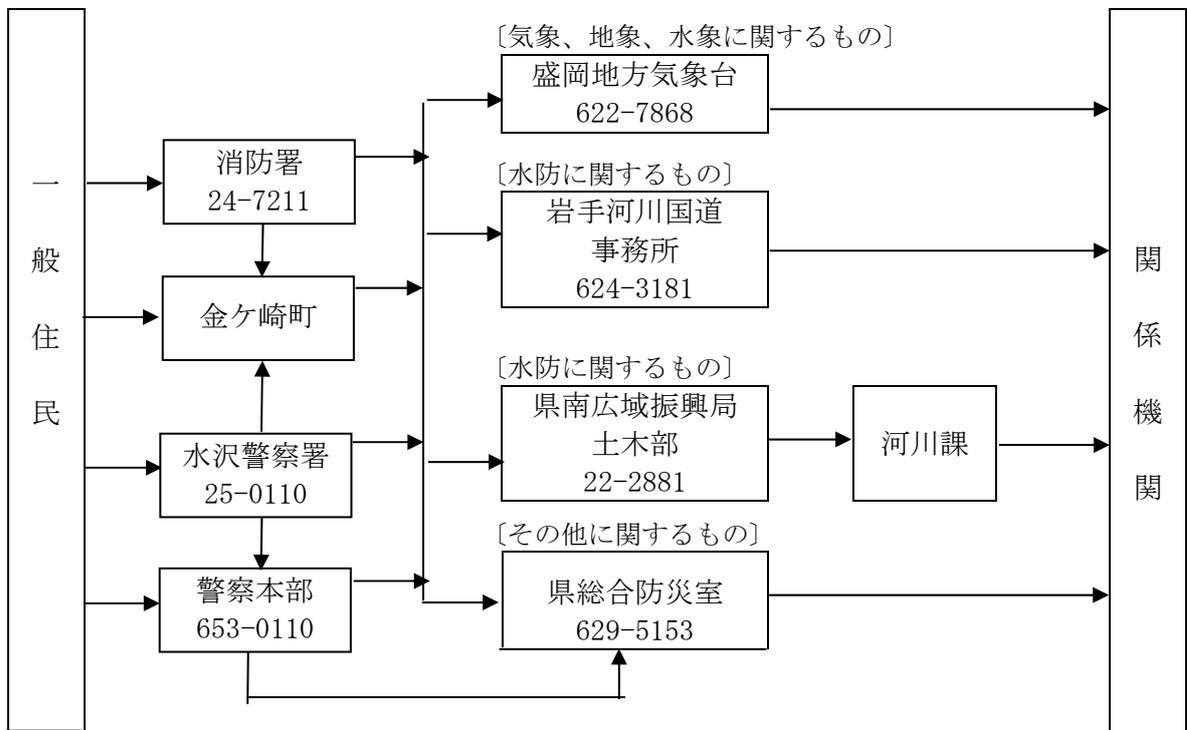
- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象及び災害の発生により被害のある現象を発見した者は、速やかに水沢警察署又は最寄りの防災関係機関等に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた水沢警察署又は最寄りの防災関係機関等は、その旨を町に通報するとともに、次項に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町の通報先

異常現象の通報を受けた町は、その内容に応じて予防等の措置を講ずるべき所管の関係課に通知するとともに、次の区分に従い担当機関に通報する。

種 別	担 当 機 関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 県南広域振興局土木部 岩手県総務部総合防災室	国又は県の管理に関する河川に係るもの
気象、地象及び水象に関するもの	盛岡地方気象台 岩手県総務部総合防災室	気象、地象、及び水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	岩手県総務部総合防災室	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)

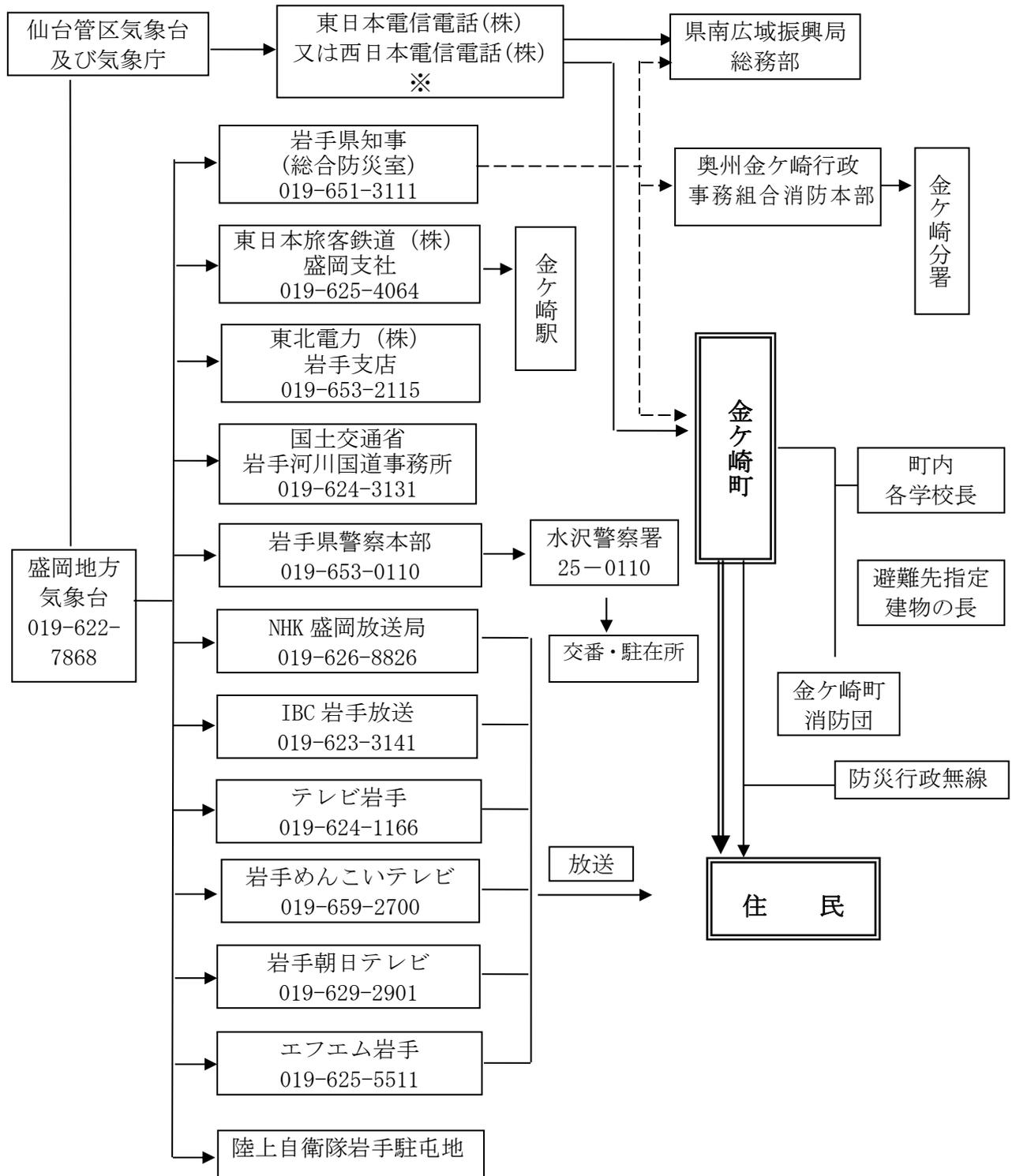


(3) 異常現象の種類

通報を要する気象及び地象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分		異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項		堤防の異常 ①堤防から水があふれる恐れのある箇所の水位の上昇 ②堤防の上端の亀裂又は沈下 ③川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係	① 噴火現象 噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰砂等 ② 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化 (山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化 (噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) オ 火山流域での湧泉の顕著な異常変化 (湧泉の新生、湧水量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 (量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇)
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記の以外の異常な現象

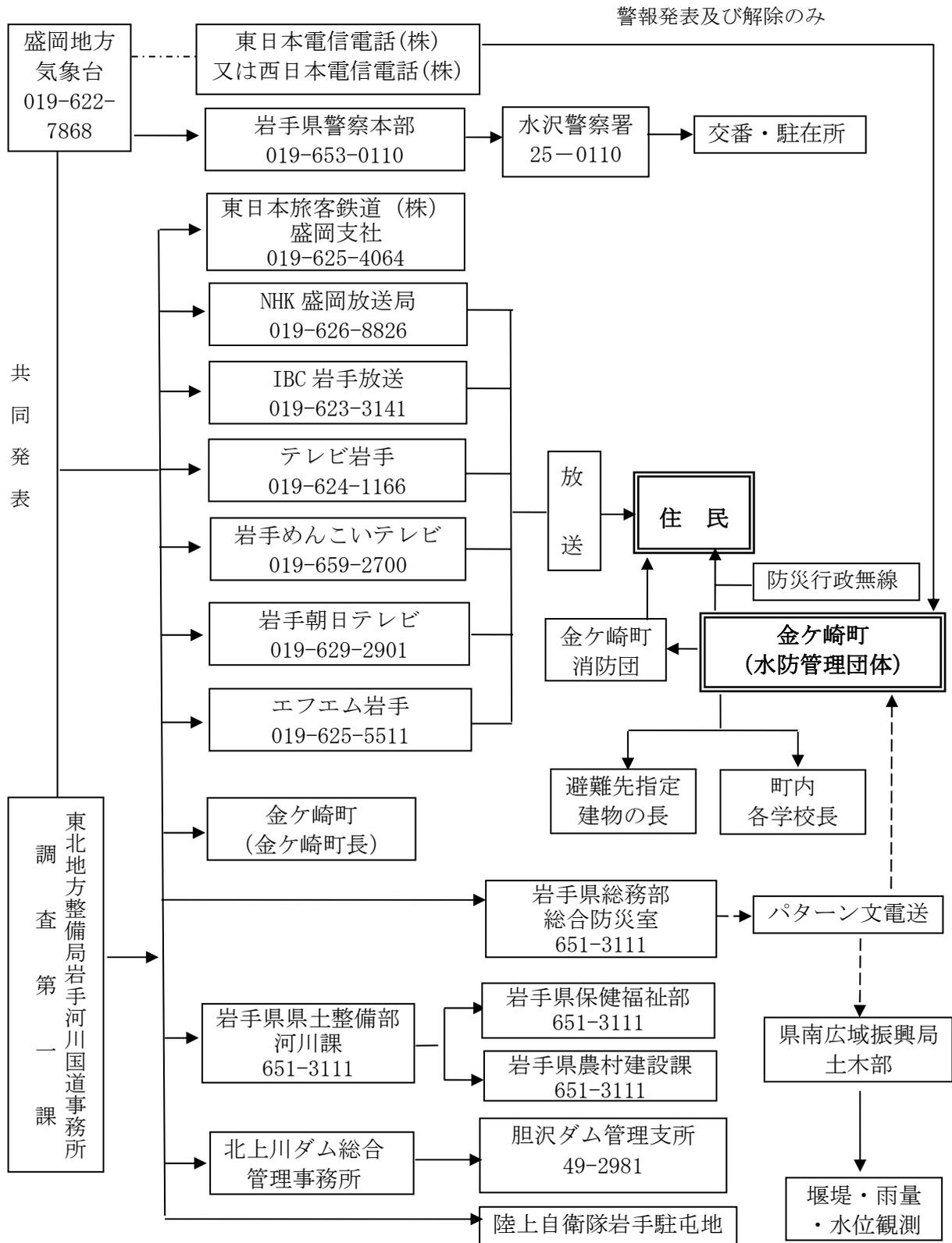
別図1 気象予報警報、地震情報、火山に関する予警報・情報及び火災警報伝達系統図



- (注) 1 ※は、警報の発表及び解除のみ。
 2 〓線は火災警報:火災警報は町長が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
 3 - - - - 線は、総合防災情報ネットワーク
 4 奥州エフエムは、別途情報ネットワークを利用し放送

別図 2

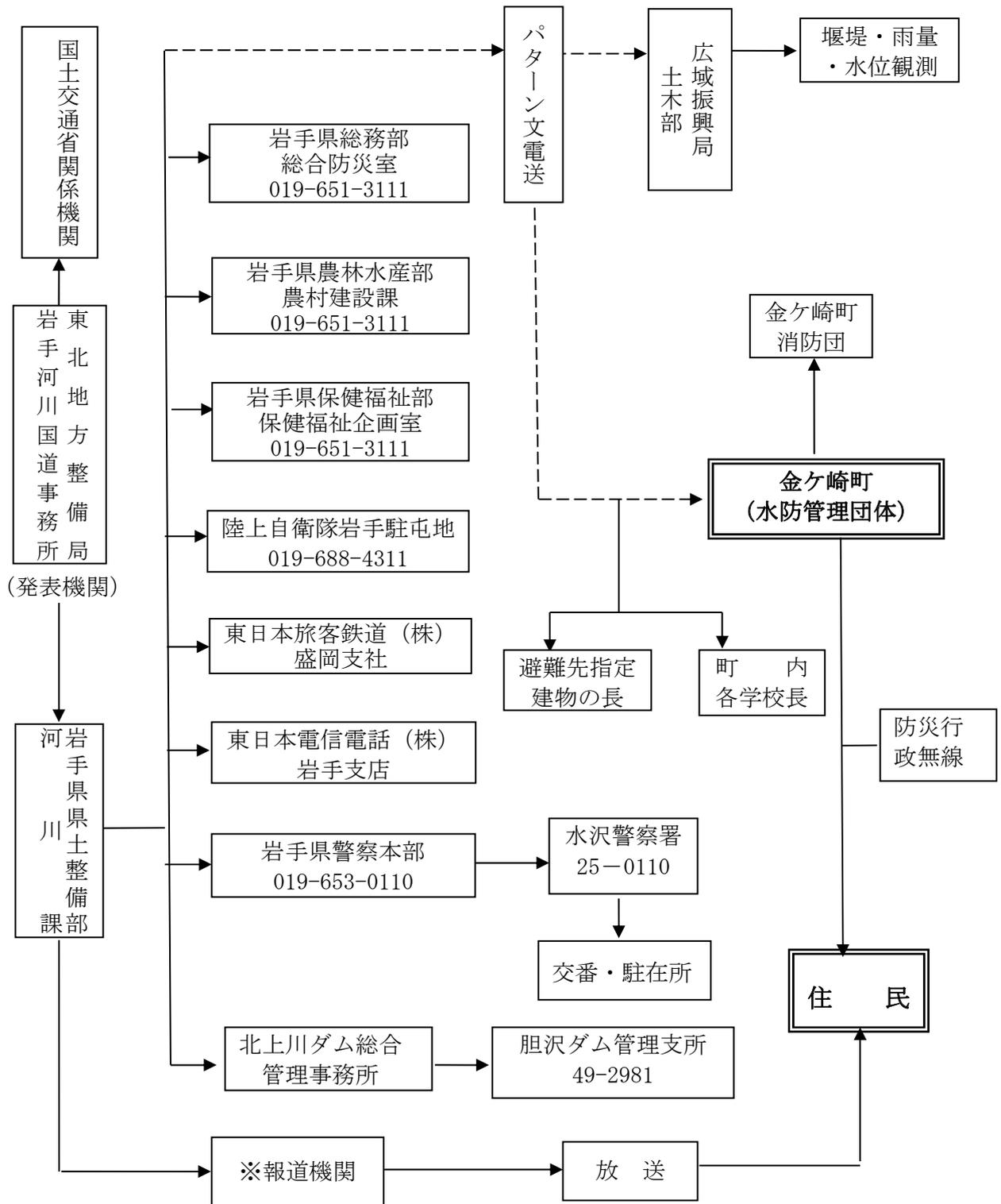
北上川上流洪水予報伝達系統図



(注) ----- 線は、総合防災情報ネットワーク
 線は、気象情報伝達処理システム

別図 3

国土交通省が行う水防警報伝達系統図



(注)1 ---- 線は、総合防災情報ネットワーク

2 報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。
- 2 専用通信施設の利用
 - (1) 災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に移動系無線局については、防災拠点や被災地に重点配備する。
 - (2) 災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のシステム化に努めるとともに、応急復旧に必要な要員及び資機材を確保する。
 - (3) 町は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」による衛星通信システムにより通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設 備 名	設 置 者
消防庁消防防災無線設備	岩手県
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所
日本電信電話無線設備	東日本電信電話（株）岩手支店
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道（株）盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力（株）岩手支店

3 電気通信設備が利用できない場合の通信確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- ① 町本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信施設、	消防通信施設、	水防通信施設、	気象通信施設
自衛隊通信施設、	電力通信施設、	鉄道通信施設	

- ② これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

- ① 町本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のために必要があると認めるときは、非常通信を利用して通信の確保を図る。
- ② 非常通信は、地震、台風、洪水、火災その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- ③ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- ④ 町及び防災関係機関等は、災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。
- ⑤ 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式(片仮名)又は平文で記載のうえ無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- イ 字数は 200 字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- ウ 本文中の濁点及び半濁点は字数に数えない。
- エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

⑥ 町本部長は、非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(3) 東北総合通信局による通信支援

町本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源(移動電源車)について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(4) 自衛隊による通信支援要請

町本部長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、県本部長に対して災害派遣(通信支援)の要請を依頼することができる。

(5) 放送の利用

ア 町本部長は、主として金ケ崎町の地域の災害に関するものについて要請するものとする。(ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。)

イ 放送の要請は、次の事項を報道機関の長に文書により通知のうえ行う。

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| (ア) 放送を求める理由 | (ウ) 放送範囲 | (オ) その他必要な事項 |
| (イ) 放送内容 | (エ) 放送希望時間 | |

なお、緊急を要する場合は、担当部局に電話又は口頭により要請する。

報道機関名	担当部	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC 岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5511	盛岡市内丸 2-10
奥州エフエム(株)	放送部	0197-25-2051	奥州市水沢佐倉河字東広町 1-4

4 通信施設の応急復旧

災害により町の通信施設が使用不能となった場合は、業者に依頼し、速やかに応急復旧を図る。

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集及び伝達に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるような通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集及び伝達する。
- 5 地震災害に際しては、防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	様式	
		初期情報報告	被害額等報告
町本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難勧告及び避難指示（緊急）の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2	2
		2-1	2-1
		2-2	2-2
	4 町有財産の被害状況	3	3
5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4	
6 国立、県立以外の医療施設、上下水道施設及び保健衛生施設の被害状況	B・C 5 5-1	5 5-1	

7	消防防災施設の被害状況	6	6
8	自然公園施設・観光施設の被害状況	D	7
9	商工関係の被害状況	E	8
10	高圧ガス及び火薬類施設の被害状況	9	9
11	県管理以外の水産関係の被害状況	F	10
12	県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
13	県管理以外の農作物等の被害状況	F	13 13-1
14	県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
15	県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
16	林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	16
17	町管理の河川、道路及び橋りょう、都市施設等の被害状況	G	17
18	町管理の公営住宅に係るの被害状況	G	18
19	町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
20	町立学校の被害状況	H	20
21	町指定文化財の被害状況	H	21

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
防災部	生活環境課	1 被害発生等報告 2 避難の指示・勧告状況報告 3 人的及び住家被害報告 4 庁舎等の被害報告 5 消防施設被害報告 6 高圧ガス等被害報告 7 火葬場等被害報告 8 衛生施設被害報告
民生部	保健福祉センター	1 社会福祉施設等被害報告 2 医療施設等被害報告

	子育て支援課	社会福祉施設等被害報告
産業部	農林課	1 水産関係被害報告 2 農業施設被害報告 3 農作物等被害報告 4 家畜等関係被害報告 5 農地農業用施設被害報告 6 林業関係被害報告
	商工振興課	1 観光施設被害報告 2 商工関係被害報告
建設部	建設課	1 公共土木施設被害報告 2 公営住宅等被害報告
水道部	水処理センター	水道施設被害状況報告書
教育部	教育委員会	1 児童、生徒及び教員等被害報告 2 学校被害報告 3 文化財被害報告
	中央生涯教育センター	社会教育施設・文化施設・社会体育施設被害報告

第3 実施要領

1 災害情報の収集及び報告

- (1) 町本部長は、各災害情報ごとに、その収集及び報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。
- (3) 町本部長は、災害調査担当員に対し、担当地区の災害情報の収集、集計及び報告に当たらせる。
- (4) 町本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密な連絡を行う。
- (5) 町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は、困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して応援要請を行う。

① 職種及び人数	③ 応援期間	⑤ 携行すべき資機材等
② 活動地域	④ 応援業務の内容	⑥ その他参考事項

[様式編3-4-1 金ヶ崎町災害対策本部被害状況報告書]

[様式編3-4-2 金ヶ崎町災害調査票]

- (6) 町本部長は、被害状況を地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- (7) 町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- (8) 町本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。
- (9) 孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (10) 町本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接国（消防庁）に対して被害状況を報告する。
- (11) 町本部長は、災害情報の収集及び報告に当たっては、次の事項に留意する。
- ① 災害が初期の段階で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概要を報告する。
 - ② 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別等に整理のうえ管理する。
 - ③ 町本部長が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、その情報源等を明らかにしておく。
 - ④ 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資材・情報の提供等の協力を求める。
- (12) 応援要請
- ① 町本部長は、災害状況を迅速かつ的確に把握するため、特に必要があるときは、次のヘリコプターの派遣を要請して情報収集を行う。

ア 県防災ヘリコプター	ウ 警察ヘリコプター
イ 消防ヘリコプター	エ 自衛隊ヘリコプター
 - ② 町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、県本部長又は地方支部警察署班長に要請する。
 - ③ 町本部長は、航空機による情報収集の必要がある場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」又は第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊等の災害派遣を要請する。
- (13) 防災関係機関は、その所管する災害情報を収集及び報告に係る責任者を定め、災害が

発生した場合には、関係機関に対して迅速かつ正確に報告又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

- (1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- (2) 災害発生の初期においては、住民の生命・身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- (3) 災害の規模や状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査して収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

- ① 町の管轄地域内において、人的又は物的被害が生じたもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が初期の段階で軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助(激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること)を要するもの
- ⑥ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの	
	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	1月未満で治療できる見込みのもの

住 家 の 被 害	全 壊 (全焼、全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再生することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 (半 焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部損壊	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸 水	床 上 浸水が住家の床上に達した程度のもの 床 下 浸水が住家の床上に達せず、床下に留まった程度のもの
非 住 家 被 害		住家以外の建築物で、全壊、半壊程度の被害を受けたもの
田 畑 の 被 害	流 失、埋 没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
そ の 他 の 被 害	道路決壊	一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失	町道以上の道路に架設した橋が、一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川並びに準用河川及び普通河川の堤防あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害

文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部に留まり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(3) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等の施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

(4) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告方式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次報告するもの	様式1～1-1	原則として、電子メール及び県行政情報ネットワークによるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系（電話、FAX）等はバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模及びその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～21	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(5) 災害対策基本法に基づく報告

① 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである（町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準ずる。）。

ア 町において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

② 上記報告は、消防等に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

③ 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

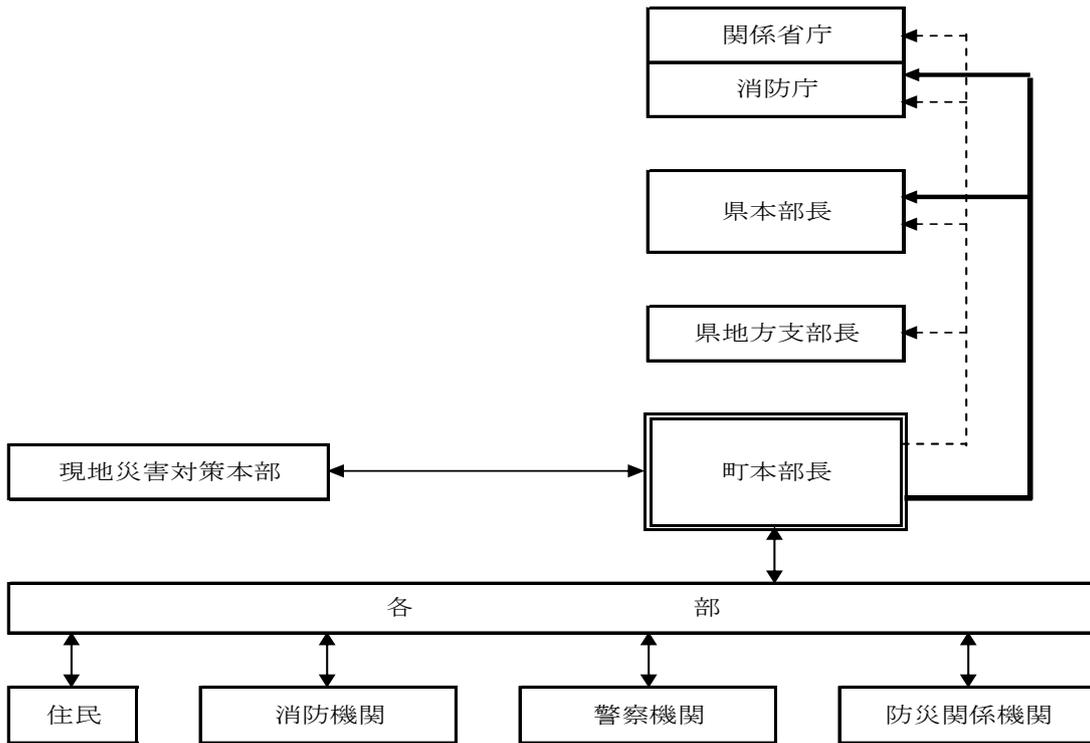
④ 消防庁への報告先は、次のとおりである。

区分 回線別	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線	TEL 7527 FAX 7537	TEL 7782 FAX 7789
地域衛星通信 ネットワーク	TEL TN-048-500-7527 FAX TN-048-500-7537	TEL TN-048-500-7782 FAX TN-048-500-7789

(6) 報告の系統

町本部長は、地域内の災害情報を各部及び防災関係機関等から収集・分析し、次に掲げる災害情報系統図に従って、県本部長に報告する。

① 収集及び報告の系統



- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他の報告
- 被害情報（初期情報報告を除く。）
- 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災、災害等の情報

② 報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
1	被害発生等報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
1-1	避難勧告・避難指示(緊急)の実施状況報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
2	人的及び住家被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 福祉班
3	庁舎等被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	町本部 民生部 教育部 → 地方支部 福祉班 教育事務所班
B、C 5	医療衛生施設被害報告 (B:水道施設、C:火葬場等)	町本部 民生部 水道部 防災部 → 地方支部 保健環境班
6	消防施設被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班
D 7	観光施設被害報告	町本部 産業部 → 地方支部 総務班 保健環境班
E 8	商工関係被害報告	町本部 産業部 → 地方支部 総務班
9	高圧ガス被害報告	町本部 防災部 → 地方支部 総務班

F 10	農林水産関係被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 12	農業施設被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 13	農作物等被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 14	家畜等関係被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 15	農地農業用施設被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
F 16	林業関係被害報告	町本部 産業部	→	地方支部 農林班
G 17	土木施設関係等被害報告	町本部 建設部	→	地方支部 土木班
G 18	公営住宅等被害報告	町本部 建設部	→	地方支部 土木班
H 19	教育施設関係被害報告	町本部 教育部	→	地方支部 教育事務所班
H 20	学校被害報告	町本部 教育部	→	地方支部 教育事務所班
H 21	文化財被害報告	町本部 教育部	→	地方支部 教育事務所班

※1 地方支部は、県南広域地方振興局である。

※2 Fは、農林水産に関する被害報告である。

※3 Gは、土木等に関する被害報告である。

※4 Hは、教育に関する被害報告である。

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

町及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その^{ふくそう}輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

① 町本部と県本部及び地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、岩手県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報及び非常通信

② 町本部及び他の防災関係機関との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

③ 町本部及び国との場合

指定電話、電報、非常通信及びインターネット

④ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話及びインターネット

(3) 伝達手段の確保

① 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線及び無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

② 有線及び無線通信施設が災害により損壊した場合には、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集を行う。

③ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱、誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民・被災者・登山者家族等が必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。
- 7 町は、住民へ災害情報を提供するため、奥州エフエム(株)を「臨時災害放送局」として活用し、24時間体制で住民の生活に必要な情報提供を行うものとする。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	広報広聴活動の内容
町本部長	<ol style="list-style-type: none">1 災害の発生状況2 気象予警報等及び災害発生時の注意事項3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)4 避難所の開設状況5 救護所の開設状況6 道路及び交通情報7 災害応急対策の実施状況8 災害応急復旧の見通し9 二次災害の予防に関する情報10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項11 安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報12 生活関連情報13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報15 その他必要な事項

県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難勧告等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の伝達 2 災害の発生状況及び被害状況 3 避難勧告等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
奥州エフエム(株)	
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項

[町本部の担当]

部	課	担 当 業 務
総務部	総合政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 3 町民相談及び苦情内容に応じた担当部への仕分け 4 人的被害に関する報道発表等の報道機関への対応 5 被災地における災害広報
防災部	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘリコプターによる災害広報等の要請 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 3 自衛隊の災害派遣要請

民生部	保健福祉センター	災害救助法に係る生活相談受付窓口の設置
教育部	教育委員会	1 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
上記以外の部	上記以外の課	所管業務に係る広報資料の収集作成及び整理

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

- ① 町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。
 - ア 町本部広報担当職員が撮影した災害写真、災害ビデオ等
 - イ 現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等
 - ウ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
 - エ 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等
- ② 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- ③ 町本部長及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。
- ④ 収集した資料のうち、写真フィルムについては、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付けて「災害資料」と朱書し、迅速かつ確実に災害対策本部に送付する。

(2) 住民に対する広報

- ① 災害広報は、災害発生後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に広報活動を行う。

ア 災害の発生状況	キ 毛布等の生活関連物資の配給
イ 災害発生時の注意事項	ク 安否情報
ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令状況	ケ ライフラインの応急復旧の見通し
エ 道路及び交通情報	コ 生活相談の受付
オ 医療機関の被災情報及び活動状況	サ 各災害応急対策の実施状況
カ 給水及び給食の実施	シ その他の生活関連情報

② 広報の方法

- ア 災害広報の実施者は、戸別訪問を含む各種の広報手段を駆使し、関係機関との密接な連携協力のもと、町民に対して的確に広報を行なうものとし、おおむね、次の方法により実施する。

防災行政無線、広報車、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、 広報紙、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞等
--

イ 被災者に対しては、次の事項も併せて実施する。

(ア) 広報車で情報を周知する。

(イ) 避難所に電話、FAX等を設置するとともに、町本部からの情報を災害情報掲示

板に掲示して周知する。

(ウ) 町本部の職員を必要に応じて現地に派遣し、戸別訪問、チラシや回覧等で周知する。

ウ 町本部前に災害情報掲示板を設置し、必要な情報を掲示する。

エ 災害対策広報紙を必要に応じて発行し、配布する。

(3) 報道機関への発表

① 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。

② 発表は、原則として町本部長が報道機関に対して行う。

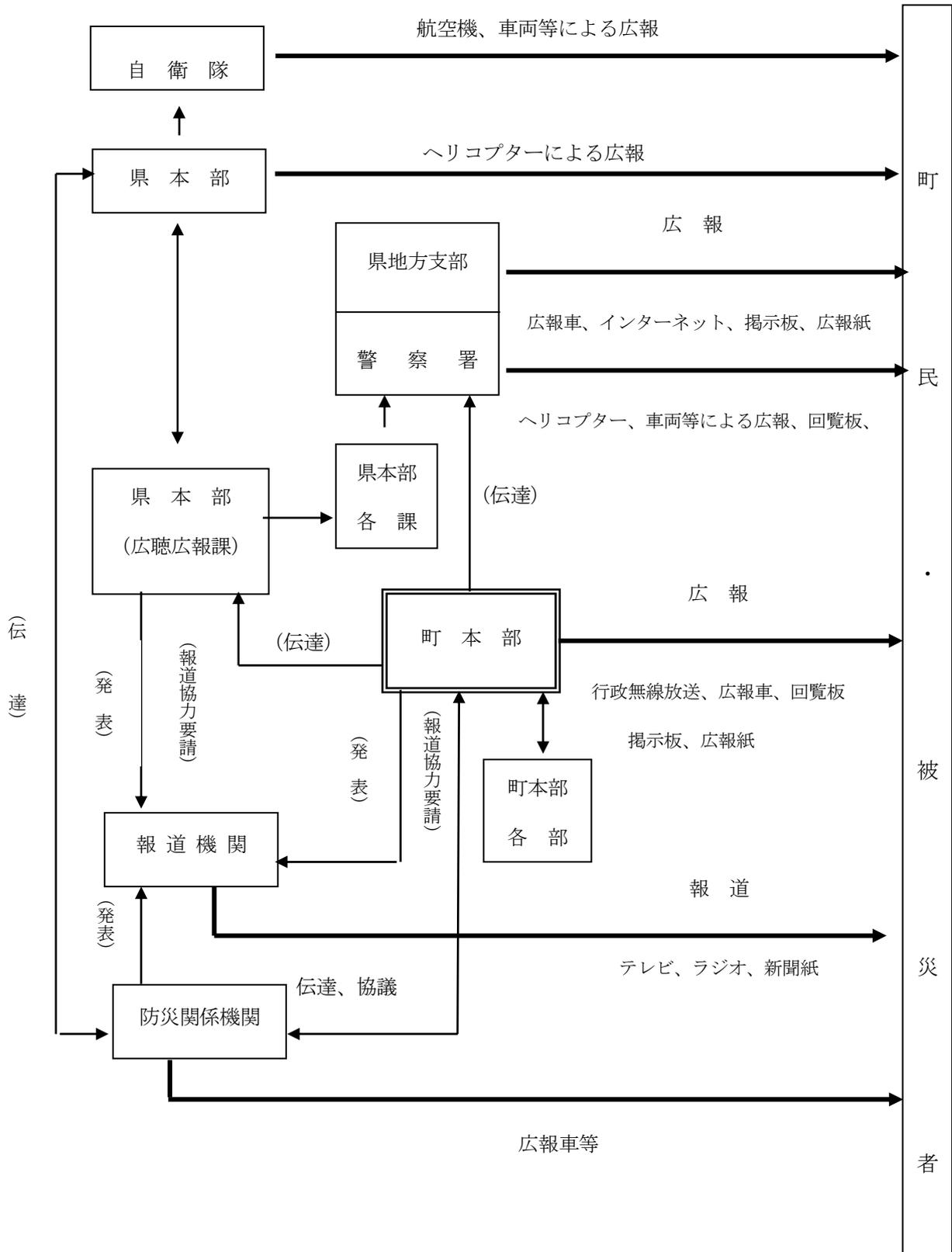
③ 町本部長は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災関係機関に提供する。

④ 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表した場合には、町本部長に提供するよう努める。

(4) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

<災害広報実施系統>



2 広聴活動等

- (1) 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難場所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。